

令和3年(2021年)4月27日

障害福祉サービス事業者 様

横須賀市福祉部指導監査課長

クラスター予防のための留意事項について(その2)(依頼)

日頃から感染拡大予防策を講じながらの事業運営にご尽力いただきありがとうございます。

ご案内のとおり、4月20日から5月11日までの間、神奈川県がまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示されました。今後は、従来のウイルスに比べ感染力が強いとされる変異ウイルスが主流になると考えられており、これまで以上に警戒が必要な状況となっています。

本年2月9日付け「クラスター予防のための留意事項について(依頼)」において、保健所から注意喚起された事項をお知らせしました。今般、今後の感染拡大に備えていただくため、別紙のとおり補足事項を追加しましたのでご覧ください。

引き続き、適切な感染予防対策の実施にご配慮いただきますようお願いいたします。

(参考)

○県内のまん延防止等重点措置の対象区域(4月27日現在)

(4月20日から適用)

横浜市、川崎市、相模原市

(4月28日から適用)

鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市

事務担当 横須賀市福祉部指導監査課 TEL 822-8443

クラスター予防のために、あらためて確認していただきたいこと（第2版）

○利用者間の距離の確保

食事やレクレーション等の際には、可能な限り前後左右の間隔を空けて着席できる配置にできないか、今一度、ご検討ください。

面積的に難しい場合には、食事の提供時間に時差を設けることができないかなどについても、可能な限りご検討ください。

（補足）

職員同士についても、休憩室や更衣室で密な状態をつくらないようにするなど、距離の確保にご配慮ください。可能であれば2m以上の距離をとり、会話は控えてください。

利用者への食事提供にあたる職員は、飛沫防止のため、マスクの着用に加えてフェイスガードまたはゴーグルの装着を積極的に行ってください。

○職員の健康確認

本人の体調確認を徹底し、体調不良者は出勤しないようにしてください。

また、同居人に体調不良者がいる場合は、利用者等に直接接触するような業務には当たらないようご配慮ください。

（補足）

体調が悪くても、自己判断で解熱剤を服用し勤務を続け、新型コロナウイルスへの感染に気づかずに感染拡大につながった事案がありました。

職員の方は、毎日（出勤前）のご自身の体調確認を確実に行うとともに、体調の異変を感じたら早目に管理者等に報告・相談のうえ、出勤を控えるなど適切にご対応ください。

管理者の方は、職員の体調を毎日申告させるなど、職員の健康状態の確認方法を工夫してください。

また、同居のご家族の体調変化にも十分ご注意ください。

○手洗い方法等の再確認

手洗いは感染対策の基本なので、あらためて手洗い方法を確認してください。

また、マスクを着用しているときには表面部分に触れないようにするなど、感染防護具等の使用方法も再確認するようお願いします。

（補足）

布マスクやウレタンマスクは、不織布マスクよりも飛沫防止効果が弱くなります。

できる限り、不織布マスクをお使いいただくようお願いいたします。

洗面台周辺は、うがいや歯磨きでウイルスを含んだ唾液が広範囲に飛散します。また、多くの利用者が代わるがわる利用し、ウイルスの媒介スポットとなりやすので、特にご注意ください。

○換気の方法

換気で窓やドアを開ける際は、対角線上の窓を開けるなど、空気の流れを考慮していただくようお願いいたします。

常に開放しておくのが難しい施設の場合は、定期的に換気してください。

(数分程度の換気を1時間に2回程度)

(補足)

感染者から排出されたウイルスはエアロゾルとして空気中を漂う可能性があります。これを吸い込んで感染するのがエアロゾル感染です。エアロゾルは適切な換気を行うことで速やかに消失します。

1方向にしか窓がない場合は、サーキュレータを設置し、窓側に向けて風を送ると、効果的な換気ができます。

○消毒薬の種類と使用法の確認

国が効果があると示しているのは、70%以上のエタノールか次亜塩素酸ナトリウム製剤です。次亜塩素酸水や濃度の低いエタノールの使用は、効果が不十分となる恐れがあります。

消毒方法や消毒液の作り方など、詳しくは横須賀市のホームページ(下記)をご参照ください。

https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/3130/covid19_shoudoku.html

(補足)

○業務継続計画（BCP）の検討・作成

事業所・施設内で感染が発生すると、職員自身が感染者になったり濃厚接触者になったりすることにより、一定数の職員が勤務できない状態になることが想定されます。そのような場合でも業務を続けていかれるよう、代替職員の確保策をあらかじめ検討しておいてください。

また、病床がひっ迫してくると、すぐに入院等の隔離措置ができない可能性があります。入所系施設ではそのような場合に備え、陽性者をどう管理するか（生活空間の区分け、隔離）についてもあらかじめご検討ください。

(参考) 下記資料は、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

- ・ 障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000752361.pdf>

- ・ 在宅で生活する障害者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の留意点等について（令和3年2月16日付け事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000740623.pdf>